

別表第6の4の(1)中「(本庁(県税徴収対策室の分室を除く。))の職員に限る。(2)から(6)までにおいて同じ。)」を削り、同4に次の事項を加える。

(7) 職員に係る平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第6条の規定による認定

別表第9の1の(1)のウ中「職員の」次に「超勤代休時間及び」を加え、同10を削り、同9を同10とし、同4から8までを同5から9までとし、同3の次に次の事項を加える。

4 長野県精神保健福祉センター所長が専決する事項

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく次の事項

ア 第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付

イ 第45条第3項(同条第5項及び第45条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知

ウ 第45条第4項の規定による認定

エ 第45条の2第3項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の命令

オ 第45条の2第4項の規定による診察の指示

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定に基づく次の事項

ア 第7条第2項の規定による届出の受理

イ 第7条第4項の規定による届出の受理

ウ 第7条第5項の規定による通知及び精神障害者保健福祉手帳の交付

エ 第8条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還又は交付

オ 第9条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付

カ 第10条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付

キ 第10条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理

ク 第10条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理

(3) 障害者自立支援法の規定に基づく次の事項(障害者自立支援法施行令第3条に規定する精神通院医療に係るものに限る。)

(4)において同じ。

ア 第54条第1項の規定による支給認定

イ 第54条第2項の規定による支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける医療機関の指定

ウ 第54条第3項の規定による医療受給者証の交付

エ 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定

オ 第56条第4項の規定による記載及び返還

カ 第57条第1項の規定による支給認定の取消し

キ 第57条第2項の規定による医療受給者証の返還の請求

(4) 障害者自立支援法施行令の規定に基づく次の事項

ア 第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出の受理

イ 第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付

別表第9の12の(2)中「当該機関」の次に「(イ(公金振替命令書の受理に限る。))及びウからクまでに掲げる事項にあつては、別表第2の3の(1)のエの当該機関をいう。)」を加える。

別表第11の5を削り、同6を同5とし、同7中「長野県消防学校長」の次に「、長野県消防防災航空センター所長」を加え、「創業

支援センター所長」を「長野県創業支援センター所長」に改め、同(1)中「及び」を「、若年者就業サポートセンター及び」に改め、同7を同6とし、同8中「、長野県波田学院長」を削り、同8を同7とし、同9を削り、同10中「及び長野県佐久高速道事務所所長」を削り、同10を同8とし、同11中「、総務事務センター所長、長野県消防防災航空センター所長」を削り、「長野県佐久児童相談所長」の次に「、長野県波田学院長」を加え、同11を同9とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

行政改革課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第24号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

第1号に掲げる規則の規定中「課長」を「次長」に改め、第2号に掲げる規則の規定中「及び専門幹並びに局の本庁の課の」を「、専門幹及び」に改める。

(1) 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)本則第3号及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)本則第2号

(2) 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則本則第5号及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則本則第3号

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県立病院管理規則及び長野県病院事業財務規則を廃止する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第25号

長野県立病院管理規則及び長野県病院事業財務規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 長野県立病院管理規則(昭和39年長野県規則第37号)
 (2) 長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 (長野県病院事業財務規則の廃止に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの規則による廃止前の長野県病院事業財務規則(以下「旧規則」という。)第115条の規定による決算諸表の作成及び提出については健康福祉部長が、当該事業年度に係る旧規則第100条の規定による固定資産増減総括表の作成及び提出、旧規則第110条の規定による未完成工事報告書の作成及び報告並びに旧規則第111条第2項の規定による償却資産調書の作成及び提出並びにこの規則の施行の日の前日の属する月に係る旧規則第105条の規定による固定資産異動報告書の作成及び報告並びに旧規則第116条の規定による月次試算に係る書類の作成及び提出については県立病院機構連携室長が、それぞれ従前の例により行うものとする。

病院事業局

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成22年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 田 隆

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(4)中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び寒冷地手当」に改める。

別表第5中「本庁の」を削る。

別表第6の1の(3)から(6)までを削り、同(7)を同(3)とし、同(8)を削り、同(9)を同(4)とし、同(10)から(12)までを同(5)から(7)までとし、同(13)中「の休日」を「の時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間及び休日」に改め、同(13)を同(8)とし、同(14)から(16)を同(9)から(11)までとする。

附 則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

経営企画課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成22年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 田 隆

長野県公営企業管理規程第4号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理

規程第27号)の一部を次のように改正する。

第2条から第10条までを次のように改める。

(係の設置)

第2条 本庁に次の各号に掲げる係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 財務係
- (3) 電気事業係
- (4) 水道事業係

(係の事務)

第3条 総務係は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機密に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 文書の受領、配布、発送及び保存に関する事。
- (4) 広報に関する事。
- (5) 長野県公営企業経営審議会の庶務に関する事。
- (6) 職員の福利厚生に関する事。
- (7) 長野県公営企業(以下「企業」という。)の組織及び職務権限に関する事。
- (8) 職員の任免その他の身分取扱い、給与その他の勤務条件、研修(電気及び水道に関する技術的なものを除く。)、服務、勤務成績の評定及び賠償責任に関する事。
- (9) 職員の公務災害の補償に関する事。
- (10) 労働協約の締結に関する事。
- (11) 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料のとりまとめに関する事。
- (12) 企業管理規程の立案並びに告示案、公告案その他の例規案及び契約案の審査に関する事。
- (13) 競争入札に参加する者に必要な資格及び契約の相手方の選定等に関する事。
- (14) 給与の支払いに関する事。
- (15) 企業職員の相談に関する事。
- (16) その他他の係の所掌に属さないこと。

2 財務係は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 企業の経営の企画に関する事。
- (2) 予算の原案及び予算に関する説明書の作成その他予算に関する事。
- (3) 業務の状況を説明する書類のとりまとめに関する事。
- (4) 資金の調整及び指定金融機関等に関する事。
- (5) 会計事務の統轄、指導及び検査並びに本庁における収納及び支払い、物品の出納、保管及び処分その他会計事務に関する事。
- (6) 決算の調製に関する事。
- (7) 支出負担行為の事前審査に関する事。
- (8) 企業財産の統轄及び資産の記録整理に関する事。
- (9) 企業の経営内容等の調査分析に関する事。

3 電気事業係は、長野県電気事業に係る次の各号に掲げる事務(総務係及び財務係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- (1) 予算、資金、工事事務及び研修に関する事。
- (2) 経営及び収支計画に関する事。
- (3) 業務の状況を説明する書類に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 土地の取得及び処分並びに補償に関する事。
- (6) 土地、施設及び備品の管理に関する事。

- (7) 発電施設の維持管理に関すること。
 - (8) 統計及び調査に関すること。
 - (9) 高遠ダム、湯の瀬ダム及び菅平ダムに関すること。
 - (10) 事業の許認可申請に関すること。
 - (11) 工事にに関すること。
- 4 水道事業係は、長野県水道事業に係る次の各号に掲げる事務（総務係及び財務係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (1) 前項第1号から第6号まで、第8号、第10号及び第11号に掲げる事務
 - (2) 水道施設の維持管理に関すること。

第4条から第10条まで 削除

第26条第1項中「の課」を削り、同条第3項中「の課に、課」を「に、本庁」に改める。

第32条中「の課」を削る。

別表第10中「の課」を削り、同表の課の項を次のように改める。

本庁	次長	局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
	企画幹	企画調整事務の総括掌理又は局の技術に関する専門的職務の総括掌理
	課長補佐	次長の職務遂行の補佐、局務の整理及び次長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	局務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	担当係長	次長が指定する特定の事務の分掌
	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
	主事技師	一般的な業務を行う職務
	物品取扱員	企業出納員の指定する物品の出納
	安全衛生推進者	職員安全衛生管理規程（平成22年長野県公営企業訓令第2号）第8条に規定する職務
	安全運転管理者	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の2第2項に規定する職務
	整備管理者	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する職務
	企業出納員	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条第3項に規定する職務
	職員相談員	企業職員の相談
	産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第5条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務

給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理
主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
専門指導員	専門的な技術指導及び工事の検査
無線従事者	電波法（昭和25年法律第131号）第39条に規定する職務
水道技術管理者	水道法（昭和32年法律第177号）19条第2項に規定する職務

別表第10の経営企画課の項及び事業課の項を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。
（長野県企業局職員宿舎管理規程の一部改正）
- 2 長野県企業局職員宿舎管理規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
第3条を次のように改める。
（宿舎の設置及び廃止の報告）
第3条 長野県企業局事務処理規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第28号）の規定に基づき、宿舎を管理する権限を有する者（専決する者を含む。以下「宿舎管理者」という。）は、その管理に係る宿舎を設置し、又は廃止した場合は、宿舎設置（廃止）報告書（様式第1号）により次長（総務担当）に報告するものとする。
第4条中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。
第5条中「長野県企業局事務処理規程（昭和41年長野県公営企業管理規程第28号）の規定に基づき、宿舎を管理する権限を有する者（専決する者を含む。以下「」及び「」という。）を削る。
第6条第2項中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。
第16条の見出し中「経営企画課長」を「次長」に改め、同条中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。
様式第1号及び様式第3号中「経営企画課長 様」を「次長（総務担当） 様」に改める。
（長野県企業局被服等貸与規程の一部改正）
- 3 長野県企業局被服等貸与規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。
第8条の見出し中「経営企画課長」を「次長」に改め、同条中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。
別表の運転技師の職にある職員の項及び開発地点の調査、測量等の業務に従事する職員の項を削る。
（長野県企業局公印規程の一部改正）
- 4 長野県企業局公印規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
第4条、第7条及び第8条第2項中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。

別表中

経営企画課長
同上
水道用水管理事務所長
経営企画課長

を

次長(総務担当)
同上
長野県企業局現地機関の長
次長(総務担当)

に、

長野県企業局印	同上	方39	長野県企業局印
---------	----	-----	---------

を

長野県公営企業管理者職務執行者印(囑託登記専用)	長野県企業局現地機関の長	方27	長野県公営企業管理者職務執行者印(囑託登記専用)
長野県企業局印	次長(総務担当)	方39	長野県企業局印

に改め、同表の企業局本庁の課印の項を削り、同表の長野県企業局本庁の課長印の項を次のように改める。

長野県企業局本庁の次長印	同上	方21	長野県企業局次長印
--------------	----	-----	-----------

(長野県企業局職員分限懲戒委員会規程の一部改正)

5 長野県企業局職員分限懲戒委員会規程(昭和40年長野県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「課長(課長相当職)」を「次長(次長相当職)」に改める。

(長野県公営企業財務規程の一部改正)

6 長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 次長 本庁の次長をいう。

(5) 事業主管次長 次長(電気事業担当)及び次長(水道事業担当)をいう。

第2条第8号中「課長等」を「次長等」に、「課長及び」を「次長及び」に改める。

第6条第1項中「事業主管課長」を「事業主管次長」に、「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第8条第1項及び第2項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に、「事業主管課長」を「事業主管次長」に改める。

第9条第1項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に、「事業主管課長」を「事業主管次長」に改め、同条第2項中「事業主管課長」を「事業主管次長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「事業主管課長」を「事業主管次長」に改め、同条第3項中「事業主管課長」を「事業主管次長」に、「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第11条第1項中「事業主管課長」を「事業主管次長」に改め、同条第2項中「事業主管課長」を「事業主管次長」に、「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第12条中「事業主管課長」を「事業主管次長」に、「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第13条中「事業主管課長は」を「事業主管次長は」に、「経営企画課長に」を「次長(総務担当)に」に改め、同条第2号中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改め、同条第4号中「事業主管課長」を「事業主管次長」に改める。

第14条第1項中「事業主管課長」を「事業主管次長」に、「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改め、同条第3項及び第5項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に、「事業主管課長」を「事業主管次長」に改める。

第19条第1項第2号中「課長」を「次長(次長(総務担当)にあつては、オ、カ及びキを除く。)」に改める。

第74条中「事業主管課長」を「事業主管次長」に改める。

第80条中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第94条第1項中「課長等」を「次長等」に、「所属職員」を「本庁又は所に属する職員」に、「課等」を「本庁又は所」に改め、同条第2項中「課長等」を「次長等」に、「当該課等」を「前項の本庁又は所」に改める。

第96条、第98条第1項、第99条及び第101条中「課長等」を「次長等」に改める。

第105条第1項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改め、同条第2項中「課長等」を「次長等」に、「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第106条第1項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第109条第1項中「課長等は、課」を「次長等は、本庁」に改め、同条第2項の表中

「

財産管理者	課長等
-------	-----

を

財産管理者	次長等
-------	-----

」に、

「

経営企画課長
課長等

を

次長(総務担当)
次長等

」に改め、同条

第3項中「課長等」を「次長等」に改め、同条第4項中「課長等」を「次長等」に、「事業主管課長を経て経営企画課長」を「事業主管次長を経て次長(総務担当)」に改める。

第110条中「課長等」を「次長等」に改める。

第112条第2項中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第129条中「事業主管課長」を「事業主管次長」に、「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第130条第2項及び第131条中「事業主管課長」を「事業主管次長」に改める。

第132条及び第133条中「経営企画課長」を「次長(総務担当)」に改める。

第134条中「事業主管課長」を「事業主管次長」に、「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。

第137条中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。

様式第1号中「課（所）」を「本庁（所）」に改める。

様式第3号中「課長」を「次長」に改める。

様式第4号及び様式第5号中

「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。

様式第17号中「所属課、（所）」を「本庁（所）」に改める。

様式第28号中「課（所）長」を「次（所）長」に改める。

様式第40号中「課（所）長」を「次（所）長」に改める。

様式第42号及び様式第44号中「住所（課、所）」を「住所（本庁、所）」に改める。

様式第46号の2中「2 主務課（所）」を

「2 会計名 本庁（所）」に改める。

様式第46号の3中「の課」を「の本庁」に、

「2 主務課（所）」を「2 会計名 本庁（所）」に改める。

様式第53号及び様式第54号中

「主務課（所）」を「本庁（所）」に改める。

様式第55号中「課（所）長」を「次（所）長」に、

「主務課（所）」を「本庁（所）」に改め、同様式の備考の2中「出納課」を「出納する本庁」に改める。

様式第56号中「課（所）」を「本庁（所）」に改める。

（長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程）

7 長野県企業局事務処理規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「他の課」を「他の本庁の次長」に、「課長等」を「次長等」に改め、同条第2項中「課長等」を「次長等」に改める。

第6条第2項中「課長（以下「課長」という。）」を「次長」に改める。

第8条第2項中「経営企画課長が、局長及び経営企画課長が共に不在のときは事業課長」を「あらかじめその事務について局長が指定した本庁の次長が、局長及びあらかじめその事務について局長が指定した本庁の次長がともに不在のときはあらかじめ局長が定めた順序で本庁の他の次長」に改め、同条第3項中「課長が」を「本庁の次長が」に、「の課」を「の場合」に、「課長及び」を「本庁の次長及び」に、「課長の」を「本庁の次長の」に改め、同条第5項中「庶務」を「次長又は庶務」に改める。

別表第3の7中「課長」を「本庁の次長」に改める。

別表第4中「課長が」を「本庁の次長が」に改め、同表の1の

(2)中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改め、同(3)中「任用」の次に「（次長（総務担当）に限る。）」を加え、同(4)中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改め、同表の2の(1)中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。

別表第6の6中「（水道用水管理事務所長に限る。）」を削る。

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

8 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の本庁の課長の項中「課長」を「次長」に改める。

（管理者の職務執行者を定める規程の一部改正）

9 管理者の職務執行者を定める規程（昭和59年長野県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「経営企画課長」を「次長（総務担当）」に改める。

経営企画課

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成22年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

長野県公営企業管理規程第5号

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に規定する課」を「の本庁」に改め、同条第2号中「規程」を「規定」に改め、同条第3号中「本庁に置かれる課及び」を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 次長 本庁の次長をいう。

第2条6号及び第7号を次のように改める。

(6) 課長 課の長をいう。

(7) 主管次長 本庁においてその事案を主管する次長をいう。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 文書主管次長 次長（総務担当）をいう。

第2条第17号を次のように改める。

(17) 総合行政ネットワーク担当次長 次長（総務担当）をいう。

第2条第21号中「指定された」の次に「本庁及び」を加える。

第4条の見出し中「課長等」を「次長等」に改め、同条第1項中「本庁の課長」を「次長」に改め、同条第2項中「主管課長」を「主管次長」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「文書主管課長」を「文書主管次長」に改める。

第6条第1項中「の課」を削り、同条第2項中「主管課において」を削り、「課長が」を「文書主管次長が」に改める。

第7条第2項中「総合行政ネットワーク担当課」を「本庁」に改める。

第11条中「主管課長」を「文書主管次長」に改める。

第18条第2項中「文書主管課長」を「文書主管次長」に、「番号は主管課長」を「番号は主管次長」に改め、同条第3項中「主管課長」を「主管次長」に改め、同条第4項中「主管課長」を「文書主

管次長」に改める。

第21条第1項第1号中「文書主管課長」を「文書主管次長」に改め、同号アを削り、同号イ中「アに掲げる以外の」を「受領した」に、「主管課長」を「主管次長」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ中「イ」を「ア」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「イ」を「ア」に、「主管課長」を「主管次長」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「配達記録郵便物」を「特定記録郵便物」に、「主管課長」を「主管次長」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号及び第3号中「文書主管課長」を「文書主管次長」に改め、同条第2項第1号エ中「配達記録郵便物」を「特定記録郵便物」に改める。

第22条第1項中「その課」を「本庁」に改める。

第23条第1項中「総合行政ネットワーク担当課」を「本庁」に、「主管課長」を「主管次長」に改める。

第25条第1項中「、主管課長が配布を受けた文書、主管課に直接到達」を「受領」に改め、同項第1号中「、当該文書がその課で主管すべきものであることを確認し」を削り、「主管課長」を「文書主管次長」に改め、同項第3号中「課長」を「文書主管次長」に改め、同項第4号を削る。

第27条中「主管課又は」を削る。

第34条第2項中「主管課長又は」を「主管次長又は」に、「文書主管課長」を「文書主管次長」に、「主管課長を」を「主管次長を」に改める。

第36条第2項中「文書主管課長」を「文書主管次長」に改める。

第37条中「結果を」の次に「本庁にあっては関係次長に、現地機関にあっては」を加える。

第42条第1項第1号中「主管課長は」を「主管次長は」に、「午前10時から午後3時30分までの間に文書主管課長」を「文書主管次長」に改め、同項第3号及び第4号中「文書主管課長」を「文書主管次長」に改め、同項第5号中「主管課長」を「主管次長」に改める。

第43条中「主管課長」を「主管次長」に、「決裁」を「起案」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第44条中「主管課長」を「主管次長」に改める。

第45条中「総合行政ネットワーク担当課の課長」を「総合行政ネットワーク担当次長」に改める。

第46条第1項中「課長」を「次長及び課長」に改める。

第48条第1項第1号中「文書主管課長」を「文書主管次長」に、「主管課長に」を「主管次長に」に改め、同項第2号及び第3号中「主管課長」を「主管次長」に改め、同条第2項中「文書主管課長」を「文書主管次長」に、「主管課長」を「主管次長」に改める。

第50条の見出し、同条第3項及び第4項「主管課」を「本庁」に改め、同条第5項中「主管課」を「本庁」に改め、「文書管理システムにより」を削る。

第51条第1項中「文書主管課長」を「文書主管次長」に改め、同条第2項中「主管課」を「本庁」に改める。

第53条中「指定した」を削り、「文書管理システムに登録」を「指定」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 主管次長又は主務課長は、前項の規定により指定された文書庫の書架等の番号を文書管理システムに登録しなければならない。
- 別表第1の1 本庁の基本分類の項中

「

組織規程の課によって分類する。
組織規程の課によって分類する。

」を「

組織規程の本庁とする。
組織規程の係によって分類する。

」に、

「0の」を「0から003までの」に、「9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット）」を「999までの数字」に改め、同表の2 所の基本分類の項中「課」を「課又は管理所」に、「9までの数字を」を「004までの数字を」に、「9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはaからzまでのアルファベット）」を「999までの数字」に改める。

別表第2の1 本庁中「課長名に」を「次長名に」に、

「

課長名

」を「

次長名

」に改める。

別表第3を次のように改める。

(別表第3) (第17条関係)

組織の名称	記号
本庁	企本
南信発電管理事務所	南発
北信発電管理事務所	北発
上田水道管理事務所	上水
川中島水道管理事務所	川水
松塩水道用水管理事務所	松塩水

(備考) 1 秘扱いの親展(秘密)文書には、この文書記号の後に「秘」の文字を付すこと。

2 所の管理所にあっては、当該所の文書記号の後に管理所名の頭文字を付すこと。

様式第1号中「課」を「本庁(課)」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5中「主管課」を「本庁」に改め、同5を同備考の4とし、同備考の6を削り、同備考の7中「累積」を「常用」に改め、同7を同備考の5とする。

様式第2号中

「

主管(務)課名

」を「

本庁(主務課)名

」に、

「

主管(務)課名

」を「

本庁(主務課)名

」に改める。

様式第4号中「 | 課長 | 」を「 | 次(課)長 | 」に、

「

課長

」を「

次(課)長

」に改める。

様式第5号の本庁用中

「

課
月 日收受

」を「

月 日收受

」に、「配達記録」を

「特定記録」に、「 | 課長 | 」を「 | 次長 | 」に改め、同様式の現地機関用中「配達記録」を「特定記録」に改める。

様式第6号を次のように改める。

(様式第6号) (第25条関係) (收受印)

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条第7号を削る改正規定及び別表第6の2の長野県学校保健審議会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

教育総務課

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和32年長野県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

（別表第1）（第2条関係）

事務局の係の名称及び分掌事務

係の名称	分 掌 事 務
任用係	1 事務局の組織及び庶務に関する事項 2 任用に関する制度の研究及び調査に関する事項 3 競争試験及び選考の企画及び実施事務に関する事項 4 3に掲げるもののほか、任用事務に関する事項 5 勤務延長の実施に関する事項 6 職員団体の登録及び職員団体等の規約の認証に関する事項 7 審査給与係の所管に属さない事項
審査給与係	1 委員及び委員会の会議に関する事項 2 分限、懲戒、服務、研修、勤務成績の評定、福祉及び利益保護に関する制度の研究及び必要な措置に関する事項 3 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申立てに関する審査に関する事項 4 職員の苦情の処理に関する事項 5 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する異議の審査に関する事項 6 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する制度の研究及び必要な措置に関する事項 7 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置に関する勧告に関する事項 8 給料表に関する報告及び勧告に関する事項 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する実施事務に関する事項 10 職階制に関する計画の立案及び実施に関する事項 11 給与の支払監理に関する事項 12 人事行政に関する調査及び人事に関する統計報告の作成に関する事項 13 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使に関する事項

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第1条 職員の任用に関する規則（昭和34年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の3の項中 「 2 病院の副院長
3 医監 」 を

「 2 医監 」 に改め、同3の4の項中

「 1 病院の長
2 複雑かつ困難な業務をつかさどる保健福祉事務所の長
3 複雑かつ困難な業務をつかさどる病院の副院長 」 を

「 1 県立総合リハビリテーションセンター所長
2 複雑かつ困難な業務をつかさどる保健福祉事務所の長
3 県立総合リハビリテーションセンター次長 」 に改め、同表の4の1の項中 「、臨床工学技士」及び「、視能訓練士」を削り、同4の4の項中 「 3 薬局長
4 専門幹 」 を

「 3 専門幹 」 に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に改め、同表の5の2の項中 「、助産師」を削り、同5の6の項中 「 2 病院の副院長
3 看護部長 」 を

「 2 看護部長 」 に、「4」を「3」に改める。

別表第3中「臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士」を「理学療法士 作業療法士」に、「助産師 看護師」を「看護師」に改める。

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 県立病院長
議会事務局長 」 を 「 議会事務局長 」 に、

「 社会参事
衛生参事 」 を 「 健康福祉参事 」 に、

「 建築技監
病院事業局長 」 を 「 建築技監 」 に、

「看護大学長
医療技監」を「看護大学長」に、「上田警察署長」

を「上田警察署長 佐久警察署長 伊那警察署長」に改める。

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中

「松川青年の家 下伊那郡松川町大島2,750の284
飯田風越高等学校 飯田市上郷黒田6,462」を

「飯田風越高等学校 飯田市上郷黒田6,462」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務局の項中「部長 病院事業局長」を「部長」に、「交通事故相談所長 病院事業局の次長」を「交通事故相談所長」に、「情報公開・私学課の法務係長並びに法務系の条例案の審査を担当する担当係長、主査、主任及び主事 病院事業局の経営企画を担当する班の班長、人事制度を担当する班の班長及び財務制度を担当する班の班長並びに人事制度を担当する班の担当係長、主査、主任及び主事」を「情報公開・私学課の法務係長並びに法務系の条例案の審査を担当する担当係長、主査、主任及び主事」に、「校長 事務局長」を「副校長 事務局長」に、

「県立病院 院長 副院長 事務部長 看護部長
看護専門学校 校長
精神保健福祉センター 所長」

を

「看護専門学校 校長
精神保健福祉センター 所長 次長」

に、「会計センター 所長」を「佐久高速道事務所 所長」を

「会計センター 所長」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中

「青年の家 所長
少年自然の家 所長
県立歴史館 副館長」を「県立歴史館 副館長」

に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の医療職給料表(1)の項中

「4 県立病院
5 精神保健福祉センター」を

「4 精神保健福祉センター」に、「6 1から5」を

「5 1から4」に改め、同表の医療職給料表(2)の項中

「5 県立病院
6 介護老人保健施設
7 精神保健福祉センター」を

「5 精神保健福祉センター」に、「8」を「6」に、「9」を「7」に、「10」を「8」に、「11」を「9」に、

「(6) 臨床工学技士
(7) 理学療法士及び作業療法士
(8) 視能訓練士」を

「(6) 理学療法士及び作業療法士」に、「(9)」を「(7)」に、「(10)」を「(8)」に、「(11)」を「(9)」に、「(12)」を「(10)」に、「(13)」を「(11)」に改め、同表の医療職給料表(3)の項中

「7 県立病院
8 介護老人保健施設
9 看護専門学校」を「7 看護専門学校」

に、「10」を「8」に、「11」を「9」に改め、「助産師」を削る。

別表第2のウの3級の項中「2 病院の副院長の職務
3 医監の職務」を

「2 医監の職務」に改め、同ウの4級の項中「病院の長」を「県立総合リハビリテーションセンター所長」に、「複雑かつ困難な業務をつかさどる病院の副院長」を「県立総合リハビリテーションセンター次長」に改め、同エの1級の項中「臨床工学技士」及び「視能訓練士」を削り、同エの5級の項中

「3 薬局長の職務
4 係長の職務」を「3 係長の職務」に、

「5 担当係長」を「4 担当係長」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に改め、同表のオの2級の項中「助産師」を削る。

別表第3のエ中「臨床工学技士
理学療法士
作業療法士
視能訓練士」を「理学療法士
作業療法士」

に改め、同表のオ中「保健師
助産師」を「保健師」に改め、同オの備考の2中「又は助産師」を削る。

別表第7のエ中「臨床工学技士
理学療法士
作業療法士
視能訓練士」を「理学療法士
作業療法士」

に改め、同表のオ中「及び助産師」を削り、同オの備考の3中「助産師」を削る。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第6条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の波田学院の項中「(育成部長である職員を除く。)」を削り、同表の県立病院の項を削り、同表中

「生活安全全部地域課」を「地域部地域課」に改める。

別表第2の1のウを削り、同1のエを同1のウとし、同1のオを同1のエとする。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第7条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「県立総合リハビリテーションセンター所長
県立病院長」を

「県立総合リハビリテーションセンター所長」に、

「社会参事
衛生参事」を「健康福祉参事」に、

「建築技監
病院事業局長」を「建築技監」に、

「医療技監
環境保全研究所長」を「環境保全研究所長」に、

「病院事業局次長
本庁の課長」を「本庁の課長」に、

「労政事務所長
工科短期大学校長」を「労政事務所長」に、

「上田保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所、松本保健福祉事務所及び長野保健福祉事務所の総務課長
公衆衛生専門学校長
県立病院の事務部長
須坂看護専門学校長」を

「公衆衛生専門学校長
看護専門学校長」に、

「農業大学校事務局長」を

「農業大学校副校長及び事務局長」に、

「会計センター所長
佐久高速道事務所長」を「会計センター所長」に、

「福祉監査幹
障害福祉幹」を「自立支援幹」に、

「自立支援幹
工科短期大学の副校長及び事務局長」を

「工科短期大学の副校長及び事務局長」に、

「松本技術専門校副校長
上田保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所、松本保健福祉事務所及び長野保健福祉事務所以外の保健福祉事務所の総務課長」を

「松本技術専門校副校長」に、

「公衆衛生専門学校教頭
県立病院の看護部長」を「公衆衛生専門学校教頭」に

に改め、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中

「青年の家所長
少年自然の家所長
歴史館副館長」を「歴史館副館長」に改め、
歴史館副館長

同表のうち「上田警察署長 飯田警察署長」を「上田警察署長
佐久警察署長 伊那警察署長 飯田警察署長」に、

「警察本部の課長」を「警察本部の課長
自動車警ら隊長」に改め、

「上田警察署」の次に「佐久警察署長、伊那警察署長」を、
「上田警察署」の次に「佐久警察署、伊那警察署」を加え、

「航空隊長
自動車警ら隊長」を「航空隊長」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第8条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「裾花ダム管理事務所 長野市鬼無里上土倉16,943の4
管理第二課
須坂青年の家 須坂市大字仁礼字峰の原3,153の784
望月少年自然の家 佐久市協和字唐沢3,489の67」

を

「裾花ダム管理事務所 長野市鬼無里上土倉16,943の4
管理第二課」

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

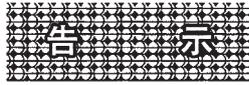
別表第1中「財団法人長野県国際交流推進協会」を「財団法人長野県国際交流推進協会 地方独立行政法人長野県立病院機構」に改める。

別表第3中「松本空港ターミナルビル株式会社 長野都市ガス株式会社」を「松本空港ターミナルビル株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第320号

平成17年長野県告示第91号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

表中保育士試験の項を削り、同表の介護支援専門員実務研修受講

試験の項中 「長野県社会部 長寿福祉課」 を

「長野県健康福祉部 健康長寿課介護支援室」 に改め、同表の歯科技工士試験の項中

「歯科技工士試験」 を 「歯科技工士国家試験」 に、

「長野県衛生部 医療政策課」 を 「長野県健康福祉部 医療推進課」 に改め、同

表の長野県職員（医療関係職員）採用選考考査の項中

「長野県衛生部 病院事業局」 を 「長野県健康福祉部 健康福祉政策課」 に改め、同

表の長野県公衆衛生専門学校入学試験の項中

「科目別得点及び総合得点」 を 「科目別得点、総合得点及び順位」 に改め、同表のクリーニン

グ師試験の項中

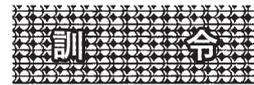
「 ” ” 長野県衛生部 食品・生活衛生課」 を

「科目別得点及び総合得点 ” 長野県健康福祉部 食品・生活衛生課」 に

改め、同表の毒物劇物取扱者試験の項中

「長野県衛生部 薬事管理課」 を 「長野県健康福祉部 薬事管理課」 に改める。

情報公開・私学課



長野県訓令第4号

現地機関

平成22年4月1日以降、会計センターの所長、出納係長又は分室長の職に命ぜられた者は、当該職に命ぜられている期間中、兼ねて出納員に命じられたこととします。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局 会計局 現地機関 教育機関 警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則の1中「食肉衛生検査所次長 県立病院事務部次長」を「食肉衛生検査所次長」に、「砂防事務所総務係長」を「須坂建設事務所総務係長 砂防事務所総務係長」に改め、本則の2中「野菜花き試験場北信支場 須坂建設事務所」を「野菜花き試験場北信支場」に改め、本則の3中「青年の家 少年自然の家 県立歴史館」を「県立歴史館」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局 現地機関

職に関する任免（昭和42年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則中「防火管理者」を「防火管理者 防災管理者 自衛消防組織統括管理者」に、「児童福祉司」を「児童福祉司 児童心理司」に、「エネルギー管理員」を「エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理員」に改める。

人事課